



長野県報

1月7日(月)
平成31年
(2019年)
第3039号

目次

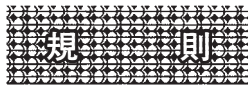
規則

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(2件)(医療推進課) 1

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2



長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年1月7日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和48年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

第3条第2項中「前条本文」を「前条」に改め、「で、同条ただし書に規定する教育長が定める学科以外の学科に就学しようとするもの」を削り、「通学区内の高等学校のほか当該通学区に隣接する他」を「通学区以外」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第1号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成31年1月7日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
松本協立病院	松本市巾上9-26	平成33年12月27日

医療推進課

長野県告示第2号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成31年1月7日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
諏訪協立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214	平成34年1月7日

医療推進課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月7日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 駒ヶ根長谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市下平3453番の1地先から 駒ヶ根市下平3697番の3地先まで	旧	7.0~10.7 ^m	0.1116 ^{km}
		13.0~27.7	0.0910
同 上	新	13.0~27.7	0.0910

道路管理課